

事務連絡

令和5年1月30日

各位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

令和5年1月27日の第101回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され（別添別紙1参照）、あわせて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました（別添別紙2及び別紙3参照）。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添について周知の依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましては、傘下会員に対し、周知をよろしくお願いいたします。

（別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」

（別添別紙1）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」

（別添別紙2）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和5年1月27日変更）

（別添別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和5年1月27日）（新旧対照表）